

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

- (1) 佐倉市保育園等の利用に関する規則の一部改正
- (2) 佐倉市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の一部改正

2 背景

(1) 医療的ケア児について

近年、医学の進歩を背景として、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療行為を受けることを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）が増加傾向にあり、医療的ケア児及び医療的ケア児の属する世帯に対する、より一層の社会的支援、配慮が求められていることから、医療的ケア児及び医療的ケア児の属する世帯への支援をする必要があります。

(2) 広域入所について

市外に居住する児童が市内の保育施設を利用している一方、市内に居住する、保育施設への入所を希望する児童が定員超過を理由に入所できない事態が生じていることから、広域入所に係る利用制限を設けます。

(3) 様式について

保育施設利用申込みの際、保護者が市へ提出する書類について、作成に伴う事務負担を軽減するよう一定の配慮が求められていることから、書類作成の事務負担を軽減すること等を目的として様式の改正等を行います。

(4) 南志津保育園からの転園に係る特例について

令和6年4月1日から当該保育園の民営化が開始されることから当該保育園からの転園希望者に係る調整指数の特例を整理する必要があります。

3 対応方針

- (1) 医療的ケア児及び医療的ケア児の属する世帯に対する支援等を目的とした、調整指数の区分への追加その他調整指数の項目に係る所要の改正を行います。
- (2) 広域入所に係る利用制限を設けます。
- (3) 提出書類の様式を整理します。
- (4) 南志津保育園からの転園希望に係る特例を令和6年5月1日入所から廃止します。
- (5) 法令改正に伴う条項ずれに対応します。
- (6) 本規則の改正は、公布の日から施行します。

4 政策内容

今回の改正により、医療的ケア児への支援、保護者の利便性向上を図ります。